



豊監公表第20号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）12月27日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	松 下 三 吾
同	木 村 真

令和4年(2022年) 12月8日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年11月30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
教育総務課	自動販売機設置による歳入確保について 教育委員会所管施設のうち、飲料自動販売機が設置されているのは、青年の家いぶき及び走井学校給食センターの2か所だけである。歳入確保の観点から、原田南学校給食センターなどその他の施設に自動販売機を設置できないか検討されたい。	検討の結果、原田南学校給食センターに自動販売機を設置した。